

# 海陽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 7月20日

海陽町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

海陽町は徳島県の最南端に位置しており、温暖な気候・自然条件を活かして、水稻、露地野菜、及び促成野菜、また園芸による多品目の複合経営が特徴であるが、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化や新規参入の促進に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特徴を活かし活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、海陽町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととし、また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 7 月)	805 ha	77 ha	9.6 %
3 年後の目標 (平成 33 年 7 月)	797 ha	64 ha	8.0 %
目 標 (平成 35 年 7 月)	786 ha	55 ha	7.0 %

#### 【目標設定】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の割合は「ゼロ」を最終目標として目指すが、平成 35 年度末までに 7%以下とすることを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は、利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③非農地判断について

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によって、B分類に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 7 月)	805 ha	211 ha	26.2 %
3 年後の目標 (平成 33 年 7 月)	797 ha	251 ha	31.5 %
目 標 (平成 35 年 7 月)	786 ha	275 ha	35.0 %

#### 【目標設定】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を最終目標として目指すが、平成35年度末までに35%以上とすることを目標とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しへの積極的な参画について

地域における農地の問題・課題の解決のための「人・農地プラン」の作成・見直しへは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。

#### ② 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、山間地域等の農地の区画・形状が悪く農地利用の集積が進んでいない地域では、農業委員・推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、町、県、農地中間管理機構等と連携し、機構関連事業の活用及び普及に努める。

#### ③ 「農地利用最適化推進運動」について

農業委員・推進委員は、1年間に1人1筆以上の農地集積・集約化に取り組みます。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 30 年 7 月)	11 人 ( 6.9 ha)
3 年後の目標 (平成 33 年 7 月)	17 人 ( 9.9 ha)
目 標 (平成 35 年 7 月)	21 人 ( 11.9 ha)

注：新規参入者数については、青年等就農計画の認定を行った経営体としている。  
現状は過去 5 年間の計である。

#### 【目標設定】

新規参入については、数年間の実績及び現状を踏まえ、年間 2 経営体以上の新規参入を目標とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①情報提供について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

##### ②指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

また、青年等就農計画の審査・助言等を行う。